

静岡県告示第49号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年5月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

満水長谷川B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
掛川市		満水	長谷川	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域
			大久保	951地先の道路敷 1号
			深谷	2338-1 2号
			〃	2341-1 3号
			〃	1071-9 4号
			〃	939-2 5号
			〃	939-1 6号
			〃	945-1 7号
〃	951 8号			